

# 動物を飼養・飼育しているみなさまへ

問 産業課 農林保全 ☎62-9222

ご自宅で牛や山羊、<sup>にわとり</sup>鶏等の動物を飼っている方は、家畜伝染病予防法に基づき長野県知事に報告することが義務づけられています。

飼養・飼育されているそれぞれの頭羽数が1頭(羽)から対象になります。自宅等で対象動物を飼っている方で、まだ報告していない方は、担当までお問い合わせください。

## ●報告が必要となる動物

・牛 ・豚 ・馬 ・めん羊 ・山羊 ・イノシシ ・鹿 ・ほろほろ鳥  
・鶏(にわとり) ・アヒル ・ウズラ ・キジ ・ダチョウ ・七面鳥 など

## ●担当お問い合わせ

・産業課 農林保全係 ☎ 62-9222  
・伊那家畜保健衛生所 ☎ 0265-72-2782



この報告は、日本各地で確認されている「高病原性鳥インフルエンザ」や「口蹄疫」、「豚熱」等の家畜伝染病から、畜産業や個人で飼養・飼育されている動物を、伝染病から守ることを目的としています。

# 剪定枝の受け入れ・木材チップの配布を行います

申込 問 建設課 生活環境係 ☎62-9114

町では、燃えるごみの減量と資源化を目的として、庭木等を剪定した枝木を受け入れ、チップ化したものを配布します。いずれも事前に生活環境係へ申し込みをしてください。

- 【申込受付期間】** 3月1日～10月31日  
**【受入・配布日時】** 4月11日、5月9日、6月13日、7月11日、8月1日、9月12日、  
10月10日、11月14日 (いずれも日曜日)  
午後1時～3時 (要予約)  
**【受入・配布場所】** 乙事地区農業集落排水終末処理場横 (旧タキヤクリーンセンター横)  
(富士見町乙事1368-5)

希望月に配布ができない場合もあります。ご承知ください。

## ○剪定枝として受け入れられるもの

- ・町内の一般家庭から出る剪定枝で、町が指定する時間と場所へ直接持ち込むことができるもの。
  - ・直径15cm以下の枝木で、長さが概ね2m以下となっているもの。
- ※処理できない枝木等はお持ち帰りいただきます。

## ○木材チップの配布について

- ・無料配布です。配布日が近くなりましたら、配布時間等を該当者に連絡します。
- ・袋詰めや積み込みは各自で行っていただきますので、入れ物やスコップ等をご持参ください。
- ・配布は先着順で再申込可能ですが、初回の方優先です。

## ○剪定枝として受け入れられないもの

- ・竹、木の根、土や泥でひどく汚れたものや、金属片等が紛れているもの、建築廃材など
- ・有償無償に関わらず、他人の敷地の剪定を行ったもの (事業系一般廃棄物扱いとなります)

## 富士見町民憲章

わたくしたちは、秀麗富士を望み、雄大な八ヶ岳と眺望豊かな入笠山にいだかれた高原の町、富士見町民です。この限りなく美しく、厳しい自然の中に住むわたくしたちは、先人の心を受けつぎ、自然を愛し、豊かな調和のとれた田園の町の発展をめざして、この町民憲章をかかげます。

- 一 かけがえのない自然を守り、育てていく町民となろう。
- 一 心身を鍛え、明るく健康な町民となろう。
- 一 教養を高め、香り高い文化を創造する町民となろう。
- 一 仕事に誇りを持ち、産業の発展につくす町民となろう。
- 一 思いやりの輪をひろげ、住みよい郷土をつくる町民となろう。